# 「グレニーグルズ合意」(1977年)にいたる道(一・補論)

―コモンウェルス事務局による草案について―

## 川本真浩

(高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門)

## Negotiating the Gleneagles Agreement (1977): Unearthing Drafts by a Staff Member of the Commonwealth Secretariat

Masahiro Kawamoto

Humanities and Social Sciences Unit, Humanities and Social Sciences Cluster, Kochi University

Abstract: The main purpose of this paper is to report on new findings related to the Gleneagles Agreement, which was announced at the Commonwealth Heads of Government Meeting (CHOGM) held in June 1977. The Agreement is believed to have mitigated the confrontation between "new" Commonwealth countries and New Zealand over the problem of sporting contacts with South Africa during the Apartheid era, and played a crucial role in avoiding a mass boycott of the Commonwealth Games in Edmonton, Canada, the next year. Although academics have already devoted considerable attention to the preliminary arrangement for the agreement, parts of the story have remained ambiguous and untraceable. In this paper I introduce the drafts of declaration and resolution by Jeremy Pope, a promising staff member of the Commonwealth Secretariat, found in the Secretariat documents recently opened to the public in 2008, as these drafts seem to have never been cited in articles and books concerning the CHOGM and anti-Apartheid campaigns. Translating them into Japanese and referring to other documents of the Secretariat and those of the British government, I review the earlier descriptions of the developments which the Secretariat, the British government and others were engaged in just before the CHOGM in 1977.

キーワード: グレニーグルズ合意、コモンウェルス、イギリス、アパルトヘイト、スポーツ史、イギリス帝国史 Keywords: Gleneagles Agreement, Commonwealth, Britain, Apartheid, sport history, history of British Empire

#### 1 合意文書の草案を求めて

1976年,20数か国が開幕直前になって参加をとりやめるという異例のオリンピックがモントリオールで開催されたあとも、カナダ政府の懸念は止むことがなかった.1978年に同国のエドモントンでコモンウェルス・ゲームズが開催される予定だったからである。オリンピックをボイコットした国にはいわゆる新コモンウェルス諸国が少なからず含まれていた。カナダ政府は、コモンウェルス・ゲームズでオリンピックのようなボイコットを繰り返さないために、活発な外交活動を展開した.<sup>(1)</sup>

この問題の直接の原因は、南アフリカ共和国(以下、「南アフリカ」と記す.)とのスポーツでの接触をめぐるア フリカ諸国とニュージーランドの対立にあった. 1976年のオリンピックと 1978年のコモンウェルス・ゲームズに 関して言えば、この対立の影響をカナダが被るという構図であり、コモンウェルスという枠組みをも揺るがす深刻 な問題ととらえられていた.<sup>(2)</sup>コモンウェルス事務局が、カナダ政府と連携しながら、積極的にアフリカ諸国とニ ュージーランドの間に入って対立を宥めようとした所以である.

1977年6月のコモンウェルス首脳会議(以下,「CHOGM」と記す.)で発表された「グレニーグルズ合意」は, そうした対立を落ち着かせるためのひとつの成果であった.<sup>(3)</sup>反アパルトヘイト国際キャンペーンが高まる中で激 しく対立していた新コモンウェルス諸国とニュージーランドの両者が容認できる内容を文書の形で示すために,こ の合意で用いられた字句ならびに表現はきわめて慎重に検討された.公式協議の合間の週末にスコットランドのグ レニーグルズで合意がなされたことも,問題対応の難しさをうかがわせる.

グレニーグルズ合意が発表された CHOGM に至るまでの過程をもっとも詳しく述べた先行研究は 1994 年に刊行 されたD・マキントッシュらによる『スポーツとカナダ外交』である.同書によると次のような手順で同合意の素 案らしき文書が作成されたという.

まず,1977年3月半ばごろにイギリス,オーストラリア,カナダの政府関係者とコモンウェルス事務総長S・ ランファルが協議した.そこでは、コモンウェルス・ゲームズのボイコットをちらつかせるアフリカ諸国の要求に 応えると同時に、ニュージーランドが受諾可能で、かつ英・豪・加各国内で南アフリカとのスポーツでの接触に反 対する勢力をも宥めるような合意を CHOGM で発する必要があるだろうということになった.そこで、イギリスの スポーツ大臣D・ハウウェルが英・豪・加3か国で他のコモンウェルス諸国首脳が合意できるような原則にかかる 声明文をつくろうと提案し、他の2か国もそれに賛同した.手順としては、イギリスが作成した原案を豪・加両政 府とともに検討することになった.ただ、実際に声明文の草案を作成する作業はランファルすなわちコモンウェル ス事務局に任されることとなり、3月末のランファルとカナダ首相P・トルドーの会談の後まもなく、最初の草案 がカナダ政府からコモンウェルス諸国に回状で配信された.ランファルはトルドーとも相談して、文案をさらに練 るために、ジャマイカ首相M・マンリー、タンザニア大統領J・ニエレレ、ザンビア大統領K・カウンダとも協議 した.<sup>(4)</sup>

そのいっぽうで4月には、カナダ連邦政府の健康・アマチュアスポーツ大臣であるI・カンパノロが閣内での活 発な議論を呼び起こしていた.彼女は、声明文の私案を示すとともに、スポーツでの接触をもっと積極的に差し止 めることと対南アフリカ経済制裁の強化も組み合わせて推し進めることを主張した.後者についてはカナダの経済 界の反対も強く、この段階でカナダ政府の政策として実施されることにはなかった.彼女の声明文も結局のところ 日の目を見ることはなかったが、5月には、南アフリカとのスポーツでの接触を批判するカンパノロ大臣名の文書 が、全アフリカ諸国、コモンウェルス加盟国、国際連合、そしてカナダ国内の全国スポーツ団体に送付された.こ の文書には、新たな政策を採るといったようなことは書かれていなかったが、従来のカナダがこの問題についてほ とんど行動してこなかったことを明白に述べており、ニュージーランド首相R・マルドゥーンが受け容れそうな内 容ではなかった.<sup>(5)</sup>

『スポーツとカナダ外交』に描かれた上述のような経緯は未刊行学位論文を含むいくつかの先行研究を参照なが らも、多くの重要な局面がカナダ政府関係の非公開情報源一「典拠秘匿」ないし「個人的情報」一を典拠としてい る. それゆえ,内容の検証が容易でないこと,記述された出来事とその時系列に不明確な部分があること,さらに 語り手がカナダ政府関係者に限られていることなど,ことの全容を把握するには不十分な点も多い.<sup>(6)</sup>

ところで,2008年に公開されたコモンウェルス事務局文書のなかには,法務部門J・D・ポープが国際問題部門 M・マルホートラにあてた1977年4月1日付け書簡がある.<sup>(7)</sup>この書簡には彼が作成したとみられる「決議草案」 と「宣言草案」という二種類の文案が同封されており,書簡本文はこれらの文案を作成するに際してポープが分析・ 考慮した当該問題にかかる各国・各団体のこれまでの経緯と現状分析が記されている.

ジェレミー・D・ポープは、1938年ニュージーランド生まれの法延弁護士で、イギリスに来る前から同国で環境、 先住民、人権に関する問題に精力的にとりくんでいた.この書簡が書かれた前年の1976年からコモンウェルス事 務局法務部門の副部門長、1980年から93年までは同部門長を務め、コモンウェルス諸国の法的制度の整備や法曹 界の連携推進に努めるとともに、アパルトヘイト廃止までの南アフリカ問題にも積極的に関与し、事務局だけでな くこれらの問題に関わるNGOないしNPOにおいても重要な役割を果たした人物である.<sup>(8)</sup>

本稿は、ポープが作成した上記2つの文案を紹介し、それに関わる一次史料を用いながら、先行研究で述べられ たグレニーグルズ合意形成過程の説明に幾ばくかの修正を加えようとするものである.

#### 2 ポープによる2 種類の草案

1977 年 4 月 1 日付け書簡に添付されたポープによる文案には、それぞれ「スポーツにおけるアパルトヘイトに 関する諸原則の宣言草案」と「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する決議草案」というタイトルが付されていた.

「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する諸原則の宣言草案」は、前文にあたる第1段落に続いて4つのこと がらについて合意したことが記されている.ただし、それら合意事項のうちの4点目は、その前にある3つの事項 をふまえたうえで5つの具体的な行動を実践することを「崇高な義務」として認めたことを宣言しているので、そ れら5項目にわたる具体的行動を「宣言」した文書(の草案)であるとも解せられる.以下、全文を訳出する.

#### スポーツにおけるアパルトヘイトに関する諸原則の宣言草案

#### DRAFT DECLARATION OF PRINCIPLES CONCERNING APARTHEID IN SPORT

コモンウェルスは大切な理想を堅持し、またコモンウェルス各国首脳は、1971年1月22日にシンガポールで作成されたコモンウェルス諸原則の宣言にあるように、世界のいずこで起こっているものであれ人種抑圧に対しては 一致して断固反対すること、そして人間の尊厳と平等という普遍的原則のために尽くす共通の責務があることを明 言する.我々の責任は当時も今も変わらず確固たるものである.

人種,肌の色,信仰,政治的信条によって市民を差別することは、人類の健全な発展を妨げるものであり、全くの悪行であると、我々は信ずる.

このような悪をなくそうと精力的に戦うことや、このような悪をなす政治体制に対してそうした政策の遂行や強 化に手を貸すようないかなる支援や寛容をも与えないことが、我々各国の義務であると認める.

スポーツ人が公的政策に則った差別的な方式で選出されたチームと対戦することは、そのような差別を公式にお こなっている国において、我々がそうした不快な措置を許容しようとしているという思い込みや、上述のような諸 原則に我々はさほど固執していないという思い込みを助長させることになると、我々は信ずる.

よって我々は、次のことを我々おのおののための神聖な義務として認める.

(a)オリンピック原則の含意することを完全に遂行するために、とくに公式に差別をおこなっている国と協力す る可能性のある全国スポーツ団体ならびに国際スポーツ団体をつうじて我々のあらゆる影響力を行使すること.

(b) 自国の全国スポーツ団体に対して公式に差別をおこなっている国を国際団体や試合から排除することを奨励

し、自国のスポーツ団体に対してオリンピック原則に違反して開催される大会への支援を取りやめるよう奨励する こと.

(c) 自国の全国スポーツ団体と国民に対して,人種,宗教,政治的所属に基づいて,人が締め出されていたり差別に遭っていたりするようなスポーツ活動をいかなる形でも認めることがないよう,奨励すること.

(d)公式に差別をおこなっている国とのスポーツでの接触への公的な保証や奨励を拒むこと.そこには,公式歓迎会の開催や,差別をおこなう国のチームや選手とともに大会に参加する団体,チーム,個人への補助金を拒むことが含まれる.

(e)差別政策に対する我々の断固たる批判と差別政策を止めさせるという決意について,我々と一体となって行動するよう他国に働きかけること.

次に「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する決議草案」を紹介する.同文書では,8つの確認事項を宣言の 前提として掲げたうえで,5つの具体的行動を起こすことを宣言している.以下,全文を訳出する.

#### スポーツにおけるアパルトヘイトに関する決議草案

#### DRAFT RESOLUTION ON APARTHEID IN SPORT

コモンウェルス諸国首脳は,

6 つの大陸, 5 つの大洋から集まり, さまざまな経済の発展段階にある多様な国民, 文化, 国土からなるコモン ウェルスは, 世界の問題に積極的に地球規模で果たすべき役割を有すると宣言し,

多元的国家集団としてのコモンウェルスは、人類の理解を拡げ、すべての国の平和を推進する能力を有すると認 識し、

アパルトヘイトは世界平和への脅威であること、そしてアパルトヘイトに基づき、かつオリンピックの非差別原 則に違反して選考された南アフリカのチームを排除するキャンペーンは、反アパルトヘイト国際キャンペーンの一 部をなすことを認識し、

1971年1月22日にシンガポールでのコモンウェルス首脳会議で合意されたコモンウェルス諸原則の宣言によって、コモンウェルスは人種抑圧に断固反対することと人類の尊厳と平等にかかる原則を守ることを想起し、

個人の自由と、人種、肌の色、信仰、政治的信条に関わらず全ての市民が有する平等な権利、そして自由で民主 的な政治過程を通して自分が暮らす社会の枠組み作りに参画するという、譲る余地のない権利を再確認し、

人種偏見は人類の健全な発展を脅かす危険な病弊であり,人種差別は忌むべき社会悪であるという認識を再確認し,

人種差別をおこなう体制に対しては,我々自身が個別に判断して,その悪政を遂行し強化することに直接貢献す ることになるようないかなる支援も拒むことを再確認し,

国際連合に対する我々の支持を再確認し、

1971 年 11 月 29 日の 2775D(XXVI)決議, 1975 年 11 月 28 日の 3411E(XXX)決議及び 1976 年 11 月 9 日の「(空 欄=訳注) 」決議によって、すべての国家とスポーツ選手に対して、人種によって選抜された南アフリカのスポ ーツ団体やチームに対する国際ボイコットの強化を進展させるよう、国連総会が求めたことを想起したうえで、

1. 人種,宗教,政治的信条による差別は一切許されないとするオリンピック原則を断固として支持することを 再確認する.

2. オリンピック原則及び関連する国連決議を遂行し、人種に拠って選出された南アフリカのスポーツ団体及び チームをボイコットするすべての政府、スポーツ団体及びその他どこのどの組織であれそのような行動をとったも のを称賛する.

3. スポーツにおける人種主義と闘ってきた南アフリカのスポーツ団体およびスポーツ人すべてを称賛する.

4. 世界中のすべてのスポーツ人,スポーツ団体その他の組織に対して,アパルトヘイトに基づいた選考による スポーツ団体と接触することやスポーツ分野で人種差別を公式政策にしている国と関わることを止めるよう求め る.

5. コモンウェルス諸国は次のことを実践する.

(a) オリンピック原則を完全に履行するように、とりわけアパルトヘイトに基づいて創設された南アフリカの スポーツ団体といまだに協働している自国の全国スポーツ団体及び国際スポーツ団体がそうするよう、あらゆる影 響力を行使すること.

(b) 自国の全国スポーツ団体に対して,国際スポーツ団体や国際競技会からの南アフリカの排除を支持するよう奨励すること,またスポーツ団体に対してオリンピック原則に違反して運営されるスポーツイベントへの支持を やめるよう奨励すること.

(c) 自国の全国スポーツ団体と国民に対して,人種,宗教,政治的所属に基づいて,人が締め出されたり差別 に遭ったりするようなスポーツ活動をいかなる形でも認めることがないよう求めること.

(d) 南アフリカとのスポーツでの接触を公的に支援したり奨励したりしないこと.ここでいう支援や奨励には, チームの公式レセプションや南アフリカのチームや選手と対戦するスポーツ団体,チーム及び選手に対する補助金 の支給が含まれる.

(e) 差別行為に対する率直な批判とそうした行為を止めさせる決意をもって,他国に対して一致団結すること を強く求めること.

#### 3 もうひとつの草案

作成されたタイミングから考えると、一見したところ、本稿冒頭で引用した『スポーツとカナダ外交』にある「3 月末のランファルとカナダ首相P・トルドーの会談の後まもなく」「カナダ政府からコモンウェルス諸国に回状で 配信された」「最初の草案」が本稿で紹介したポープによる草案であったようにも思える.ところが、コモンウェ ルス事務局文書及び外務コモンウェルス省(以下、「FCO」と記す.)文書のなかの CHOGM の事前協議に関する 書類を筆者が確認したかぎりにおいては、この草案が関係者の間で検討された形跡が全くない.

それどころか,当時の FCO 文書には『スポーツとカナダ外交』での叙述と必ずしも一致しない内容を含む文書 が綴じられている.それは CHOGM 直前の 5 月 27 日付けでカナダ外務省からイギリス政府に送付された電信文で ある.その冒頭にカナダ側の主張として次のような一節がある.<sup>(9)</sup>

首脳会議が目前に迫った時点であまり動きがないことには我々もさほど当惑していない.事務総長は実際に 会議が始まるまで眠っている犬を目覚めさせたくないと思っていて,新しい変化要因は最後の最後まで出てこ ないということは我々もわかっているからだ.他方で,首脳会議で提示されるべき文書の草案を作成するよう 事務総長が事務局スタッフに指示したはずなのにその文案が事前に回ってこないので,事務総長はもはや文書 のひな型をつくろうとはしていないという貴殿の言明を我々は気にかけている.もし文案が存在するなら,見 せてもらえるとありがたい.もし無いのなら,第三者すなわち望むべくは事務総長が用意した議論の枠組みを 各国首脳が入手しておくべきところだという我々の懸念を事務総長に伝えてもらえるとありがたい.

上記引用部分の中ほどの内容すなわち事務総長が草案を作成することになっていたはずであるという部分は『ス ポーツとカナダ外交』の叙述と一致する.そのあとに続く、「文案を見ていないので、もし存在するなら見せてほ しい」「もし無いのなら…」というくだりは、先行研究で「3月末のランファルとカナダ首相P・トルドーの会談の 後まもなく、最初の草案がカナダ政府からコモンウェルス諸国に回状で配信された」とする部分と食い違ういっぽ う、コモンウェルス事務局文書や FCO 文書にそうした文案のやりとりが一その存在を示唆するような痕跡さえ一 見いだせないこととはつじつまがあう.

また、ポープによる草案が現れた半月後の4月15日には、CHOGM での議題について説明する事務総長ランフ アルから各国首脳あて書簡が送付された.この書簡では、議題の大枠となる項目として「世界とコモンウェルスの 潮流:政治的・経済的関係」と「コモンウェルスの機能的経済的協力」などが掲げられ、それぞれの項目の中で見 込まれる議論の概略が記されていた.そのなかで、アパルトヘイトとスポーツの問題については、「世界とコモン ウェルスの潮流」の下にある5つの小項目のうちのひとつ「南部アフリカ」の一八行にわたる説明のなかの一文、 「複数の首脳からアパルトヘイトとスポーツの問題を議論するよう要請があった」と言及されただけであった.<sup>(10)</sup> 同時にランファルは、そこで言及された「複数の首脳」に該当するジャマイカやバルバドスの首相に対しては個別 にも書簡を送り、それぞれの要望や意見に対する謝辞と補足説明を記して上記書簡に対する理解を求めた.<sup>(11)</sup>これ らいずれの書簡にもポープによる草案のような文書の存在を示唆する記述はみいだせない.

他方,コモンウェルス事務局文書では目にすることのなかった「草案」が,同時期のイギリス政府文書のなかに 確認できる.5月27日に開催された閣内の「南アフリカとのスポーツ接触」特別委員会で CHOGM のコミュニケ に入れる一節の草案について議論され,次のような文案が作成された.<sup>(12)</sup>

#### コモンウェルス首脳会議コミュニケの一節草案

「南アフリカとのスポーツ接触

各国首脳は、スポーツにおけるアパルトヘイトが南アフリカで実施されている以上、南アリフカ選手とスポー ツで接触をおこなっているコモンウェルス諸国のなかの某団体の行動は不快なものであるということで一致し た.各国首脳は、そうした接触を強く止めること、南アフリカ代表が参加するスポーツ大会で競技すると決め た個人またはチームに対しては財政的なものであろうとなかろうと公的な支援はおこなわないこと、ならびに 南アフリカにおいて多人種スポーツが確立するまでは各国の法令及び法的伝統に適うあらゆる手段によって 上記の目的による南アフリカ人の入国を差し止めるよう努めることで合意した.」

じつは同月初旬まで,キャラハン首相の命をうけたトムソン卿ことG・M・トムソンがもっぱら CHOGM の議題 について協議するためにコモンウェルス 15 か国を密かに訪ねてまわっていた.<sup>(13)</sup>その際にトムソン卿が携えた要 領文書のなかに上記の文案の原型となる一節が記されていたことが政府文書で示唆されている.<sup>(14)</sup>ただし,歴訪中 の彼が一一部の国に対してでさえ一この文案を提示したことはなかったものと考えられる.そのことは,先に引用 したカナダ政府からの通信文の内容はもとより,6月1日に行われたキャラハン首相とオーストラリアのフレイザ ー首相との会談で「他のコモンウェルス首脳には誰にも知らせてない,非公式提案である」として,特別委員会に よる文案を一部修正した文案が前者から後者に対して示されたことからも推察される.<sup>(15)</sup>

このようにキャラハン政権内部で練られた草案の存在もまた,コモンウェルス事務局が直接てがけた草案がこの 段階で具体的に提示ないし議論されなかったことの傍証となりうるであろう.

#### 4 ポープによる草案のゆくえ

ここで CHOGM 開催中の状況に目を移すと、『スポーツとカナダ外交』も参照しているA・ペインの論稿にはグ レニーグルズでの合意文書の直接の由来が記されている.すなわち、一部の首脳のみによるグレニーグルズ・ホテ ルでの非公式協議—マンリーを座長としてマルドゥーン、トルドー、ヤラデュア(ナイジェリア)、ジャンベ(タ ンザニア)、リー・クワン・ユー(シンガポール)が参加した—で「ランファルのスタッフが用意した合意文案」 が「ほとんど修正なく了承された」という.<sup>(16)</sup>非公式協議がロンドンから離れた場所で公式協議の合間の「休暇」 を使って行われたという状況に鑑みれば、そこで示された草案が最終的な合意文書とほぼ同じだったことはまず間 違いあるまい.それは、ポープによる草案や5月にイギリス政府部内で起草された「コモンウェルス首脳会議コミ ュニケの一節草案」とは内容も言葉遣いも大幅に異なる文書であったと推察される.<sup>(17)</sup>

ポープが作成した文案は,所期のもくろみ―とりわけコモンウェルス事務局の事務総長S・ランファルがそうし た意図をもって関係各国と精力的に折衝していた―が外れて CHOGM で議論せざるをえなくなったスポーツと反 アパルトヘイトの問題に関して,1977 年 4 月初めの時点でのコモンウェルス事務局の状況認識と構想していた打 開策をうかがい知ることのできる史料でもある.作成後の扱われ方や 6 月の CHOGM で最終的に合意された声明 文との関係など,本稿執筆時点までに入手した史料では不明な点もまだ多く残されている.<sup>(18)</sup>これら 2 つの文案と, 5 月下旬にイギリス政府が起草した声明文や最終的に確定した「グレニーグルズ合意」本文との詳細な比較・検討 とあわせて,今後の検討課題としたい.

なお、本稿執筆中の2012年8月29日にジェレミー・ポープ氏がニュージーランドのウェリントンで70余年の 生涯を閉じた.彼の埋もれていた仕事にこのタイミングで着目することになった奇遇に感じ入りつつ、国際舞台で 人権問題解決や汚職追放のために力を尽くした同氏に対して哀悼の意を表したい.

※本稿は、平成 21~24 年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)基盤研究(B)「帝国とコモンウェルスの総合的研究—国際秩序形成機能を中心に」(研究代表者・山本正)による研究成果の一部である.

### <sup>4</sup> Macintosh and Hawes, *op.cit.*, pp.75-76.

<sup>5</sup> *Ibid.*, pp.76-77.

<sup>7</sup> CS2008/031, No.78A.

<sup>11</sup> CS2008/009, nos.56, 57, など.

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> D. Macintosh and M. Hawes, Sport and Canadian Diplomacy, Montreal, 1994, chap.4.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> たとえば 1976 年 8 月, ニュージーランドの野党労働党の党首で前首相のW・ローリングは, 悪化した同国とアフリカ諸国の関係改善に手を貸したいとする立場から, コモンウェルス内でのニュージーランドの位置づけが旧に 復されなければコモンウェルスそのものが危機に瀕すると語った. Commonwealth Secretariat (CS) 2008/031 "Apartheid in Sport Part A", no.24. (ロンドン駐在ニュージーランド高等弁務官事務所からコモンウェルス事務局 あて 1976 年 8 月 23 日?付け書簡) この問題がコモンウェルス諸国間の関係に由々しき影響を及ぼしかねないとい う認識を示す発言は, 与党国民党の外相兼副首相 B・E・タルボイズからも出た. Ibid., No.48. (ロンドン駐在カ ナダ高等弁務官事務所からコモンウェルス事務局あて 1976 年 12 月 20 日付け書簡)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 反アパルトヘイト国際キャンペーンのなかで、スポーツと国際関係を取り結ぶひとつの画期としての成立した 「グレニーグルズ合意」が現れるまでの過程のなかでも、とくに 1976 年終わり頃から翌 77 年初めにかけての関係 各者の言動や折衝を明らかにしつつ、その注目点や先行研究との齟齬については、拙稿「「グレニーグルズ合意」(一 九七七年)にいたる道(一) — コモンウェルス事務局の動きを中心に —」 『海南史学』 50 号、2012 年、も参照のこ と.

<sup>6</sup> たとえば、3 月末のランファルとトルドーの会談の後に最初の草案がカナダ政府からコモンウェルス諸国に配信 されたとあるが、その回状に対して「大半の国が注意深く反応し、ニュージーランド政府の受け取り方を見守って いた」というだけで、ニュージーランド及び各国の具体的な動きには全く触れられていない.また、同書では回状 送付に続く文章で、「ランファルは、カナダと相談したうえで、ジャマイカ、タンザニア、ザンビアの首脳ととも に作業を進めた」とあるが、その時期も作業内容も言及がなく、不明確である.ちなみに、会議開催前月 23 日に イギリス外相から関係各所にあてて発信された秘密電文「南アとのスポーツでの接触」には、ランファルはこれら 三首脳と協議するまでは宣言文の本格的な作成作業にはとりかかろうとしないと記され、その時点で作成作業に着 手していないことが示唆されている. The National Archives (TNA): Public Record Office (PRO) PREM16/1883 "Government opposition to Apartheid in sport." (イギリス外相 (D・オーウェン)発アクラとキャンベラ優先、 ほか特定コモンウェルス諸国あて 1977 年 5 月 23 日付け電文)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Press release document by Transparency International New Zealand, Wellington, on 29 Aug., 2012; 'Profile: Jeremy Pope' [http://www.tiri.org/profile/jeremy-pope (2012 年 9 月 14 日閲覧)] ただし, コモンウェルス事務局 内での経歴については, コモンウェルス事務局図書館アーキビストH・マクイーワン氏の教示による.

<sup>9</sup> TNA: PRO FCO68/721 "Commonwealth Games 1978: sporting contacts with South Africa" (カナダ外務省から ロンドンあて 1977 年 5 月 27 日付け電文)

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> CS2008/009 "Head of Government Meeting 1977: agenda", no.51. この書簡の内容は議長国イギリスによって 会議直前においても重要な意味をもつものとして確認されている.

<sup>12</sup> TNA:PRO PREM16/1883 (大法官事務局から首相官邸あて 1977 年 5 月 27 日付け書簡) この特別委員会は首 相の命で 5 月下旬に設置され、大法官を座長として、内務大臣、外務コモンウェルス大臣、法務長官、環境大臣(入 国管理担当である)で構成されていた. TNA:PRO PREM16/1883 (首相私設秘書P・R・H・ライトから大法官 事務局 I・マクスウェルあて 1977 年 5 月 16 日付け書簡及び大法官事務局から首相官邸あて 1977 年 5 月 23 日付 け書簡)

<sup>13</sup> 訪問国は、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、インド、タンザニア、ケニア、ボツワナ、ザンビア、 ナイジェリア、ガーナ、カナダ、バルバドス、トリニダード、ガイアナ、ジャマイカで、ケニアとトリニダード以 外は関係する大臣だけでなく首脳とも会談した. TNA:PRO PREM16/1883(外務大臣D・オーウェンからアクラ (在外公館) あて 1977 年 5 月 13 日付け電文)

<sup>14</sup> TNA:PRO FCO68/721 (外務省M・F・デイリーから首相官邸 J・S・ウォールあて 1977 年 5 月 17 日付け書 簡及び同文書 Annex D)

<sup>15</sup> TNA:PRO PREM16/1883 (1977 年 6 月 1 日に行われた首相(キャラハン=訳注)とオーストラリア首相(フレイザー=訳注)との会談からの抜粋:「南アフリカとのスポーツ接触」)

<sup>16</sup> A.Payne, 'The International Politics of the Gleneagles Agreement', *The Round Table*, 320 (1991), p.420.
<sup>17</sup> 本講執筆時点までに閲覧したコモンウェルス事務局文書ならびにイギリス政府文書には同草案らしき文案は見当たらない.

<sup>18</sup>本稿で使用したイギリス政府文書ファイルのなかに「40年間非公開」として閲覧できなかった書類が含まれていることや、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド各国の文書館の所蔵文書は未調査であることから、それらにアクセスすることで解明される点も少なからずあるだろう.

平成24年(2012)10月5日受理 平成24年(2012)12月31日発行